給与支払報告書（個人別明細書）の記入例

法人番号・個人番号欄については、必ず記載をお願いします！

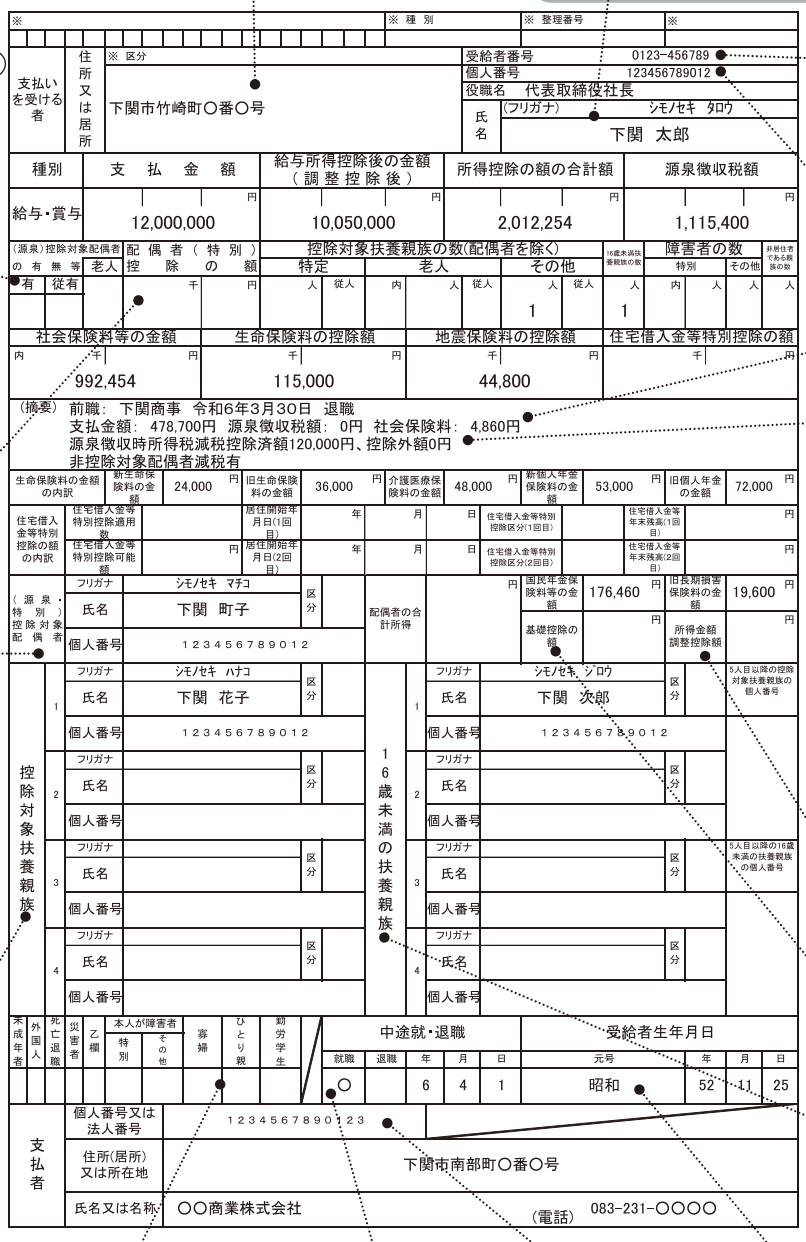

（源泉）控除対象配偶者の有無等
「有」欄
主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合、「〇」とご記入ください。
「従有」欄
従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合、「〇」とご記入ください。
「老人」欄
配偶者控除の対象となる配偶者が昭和30年1月1日生以前である場合、「〇」とご記入ください。

受給者本人の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

住所又は居所
受給者の令和7年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認してご記入ください。

氏名
フリガナは電算処理上、本人を特定するための必須項目です。フリガナは正確に必ずご記入ください。姓名の間は十分にあけてください。外国籍の方は在留カードでの氏名（アルファベット等）でご記入ください。

受給者番号
通知書に表示される桁数には上限があり、上限を超える場合は左側より表示されます。

個人番号
受給者のマイナンバーをご記入ください。

前職合算している場合
摘要欄に支払者の氏名又は名称、支払金額、源泉徴収税額、社会保険料をご記入ください。

定額減税について
実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。
また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）と記載します。
さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

配偶者特別控除
配偶者特別控除の額をご記入ください。

（源泉・特別）控除対象配偶者
配偶者控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及びマイナンバーをご記入ください。
また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」とご記入ください。

所得金額調整控除額
年末調整の際に、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

基礎控除の額
年末調整の際に、基礎控除の額が48万円未満になった場合には基礎控除の額を記載してください。

控除対象扶養親族
扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーをご記入ください。
また、控除対象扶養親族が非居住者（30歳未満又は70歳以上）の場合は「01」、非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）の場合は「02」、非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）の場合は「03」、非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）の場合は「04」とご記入ください。

16歳未満の扶養親族
16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ・マイナンバーをご記入ください。
また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「〇」とご記入ください。

寡婦控除・ひとり親控除
寡婦又はひとり親に該当する場合は「〇」とご記入ください。

中途就・退職
就職退職した方について、該当欄に〇印を付け、その年月日をご記入ください。

支払者
支払をする方のマイナンバー又は法人番号をご記入ください。

受給者生年月日
カナ氏名とともに電算処理上、本人を特定するために必要な項目です。正確にご記入ください。

※さらに詳細な記入方法につきましては、国税庁ホームページの「令和６年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

※給与支払報告書（個人別明細書）がご必要であれば、下関市ホームページ内の「令和７年度（令和６年分）の給与支払報告書作成について（事業所の皆様へ）」から印刷していただくか、下関市役所又は各総合支所へお越しください。